

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 聖樹の杜

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに構築物、器具及び備品 - 定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当なし

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

事業区分が社会福祉事業のみのため、省略することとする。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

収益事業を実施していないため、省略することとする。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点

イ 七飯ほんちょう保育園拠点（社会福祉事業）

一時預かり事業

延長保育事業

体調不良児型保育事業

ウ にじのはし拠点（社会福祉事業）

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

指定障害児相談支援

エ にじのおと拠点（社会福祉事業）

実施事業はにじのはしと同様

なお、～のサービス区分については拠点区分内の処理としている。

また、当法人においては社会福祉事業のみのため附属明細書別紙3 及び別紙3 について

は省略することとする。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	193,840,648	0	17,045,525	176,795,123
土地	42,664,182	0	0	42,664,182
合計	236,504,830	0	17,045,525	219,459,305

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	176,795,123
土地（基本財産）	22,911,147
計	199,706,270

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（一年以内返済予定額を含む）保育園拠点	27,810,711
設備資金借入金（一年以内返済予定額を含む）障害児拠点	97,430,000
計	125,240,711

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	340,910,517	164,115,394	176,795,123
建物（基本財産以外）	3,365,000	710,645	2,654,355
構築物	17,187,820	3,188,530	13,999,290
器具及び備品	15,942,692	10,677,316	5,265,376
ソフトウェア	3,541,082	2,841,342	699,740
有形リース資産	14,050,224	6,370,489	7,679,735
合計	394,997,335	187,903,716	207,093,619

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし